

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年1月22日
【計算期間】	第8期（自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日）
【ファンド名】	シュローダーDCアクティブ外国債券
【発行者名】	シュローダー証券投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 カルロ・トラバトーニ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	山木 龍太郎
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-5293-1320
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「シュローダーDCアクティブ外国債券」は、主としてシュローダー外国債券マザーファンド

(注1)（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、日本を除く世界主要先進国の公社債に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目的として運用を行います。

運用にあたっては、シティグループ世界国債インデックス（日本を除く）円ベース^(注2)をベンチマーク^(注3)とします。

ファンドは、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社との合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(注1) 主として日本を除く世界主要先進国の公社債に投資を行う証券投資信託です。ファミリーファンド方式（後述「(2)ファンドの仕組み ①ファンドの仕組み」を参照）におけるマザーファンドとして、実際に有価証券等への投資を行うファンドです。

(注2) シティグループ世界国債インデックス（日本を除く）円ベースは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、日本を除く世界の主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均したものを円ベースで表示した債券インデックスです。

(注3) ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。また、公社債市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

当ファンドは、社団法人投資信託協会の定める商品分類上、追加型投信／海外／債券に属します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンドを通じて主として債券（公債、社債およびその他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。）に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を除く）

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

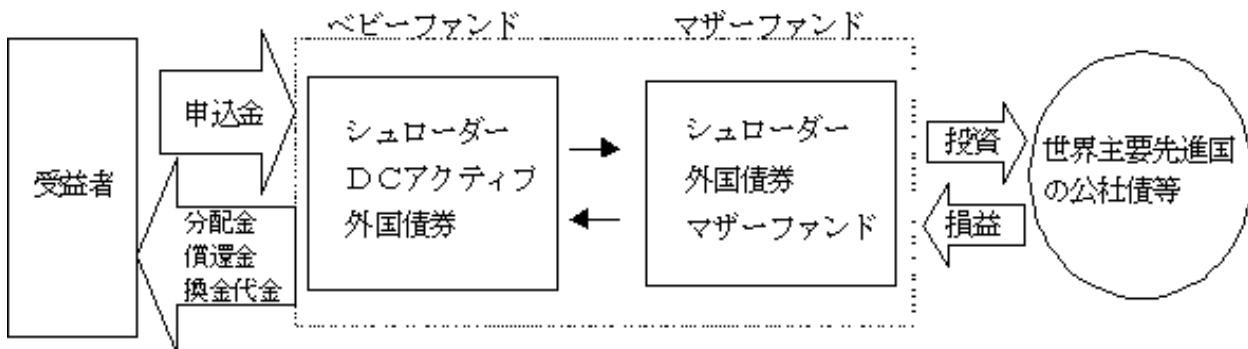
目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「社団法人 投資信託協会」のHP（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（2）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

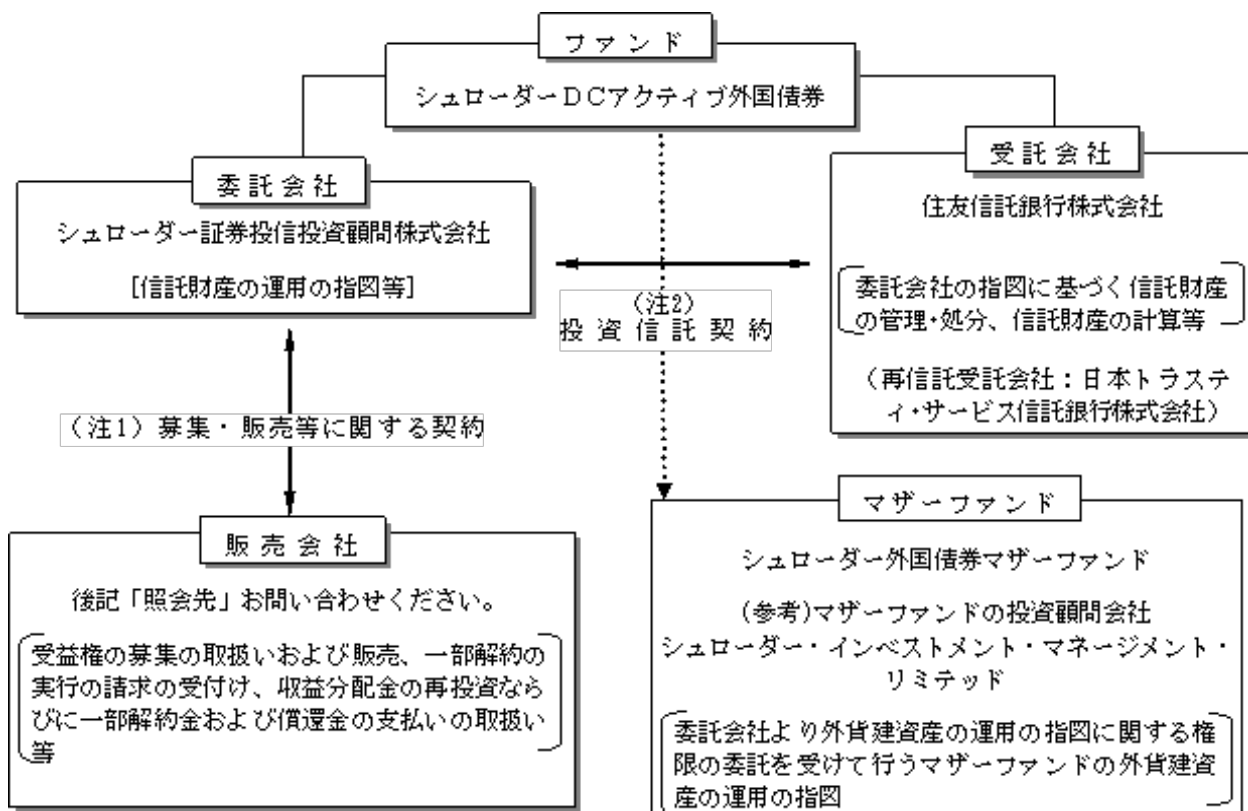
ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（シュローダーDCアクティブ外国債券）とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド（シュローダー外国債券マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※ 収益分配金は自動的に再投資されます。

②ファンドの関係法人

	名 称	運営上の役割
委託会社	シュローダー証券投信投資顧問株式会社	信託財産の運用の指図等を行います。
受託会社	住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
販売会社	後記「照会先」にお問い合わせください。	受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。
(参考) マザーファンド の投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	委託会社より外貨建資産の運用の指図に関する権限の委託を受けて行うマザーファンドの外貨建資産の運用の指図



(注1) 募集・販売等に関する契約

販売会社と委託会社との間で「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」(同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。)が締結されます。

受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

（注2）投資信託契約

受託会社と委託会社の間で「シュローダーDCアクティブ外国債券 投資信託契約書」が締結されます。信託財産の運用方針、運営方法に関する事項、委託会社、受託会社および受益者の権利義務に関する事項、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

③委託会社の概況

1. 資本金の額 490百万円（平成22年1月22日現在）

2. 沿革

昭和60年12月10日	（株）シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年12月20日	シュローダー投信株式会社設立
平成9年4月1日	シュローダー投信株式会社と（株）シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
平成19年 4月 3日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

3. 大株主の状況

（平成22年1月22日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（注）	オランダ アムステルダムZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウインスキーラーン	9,800株	100%

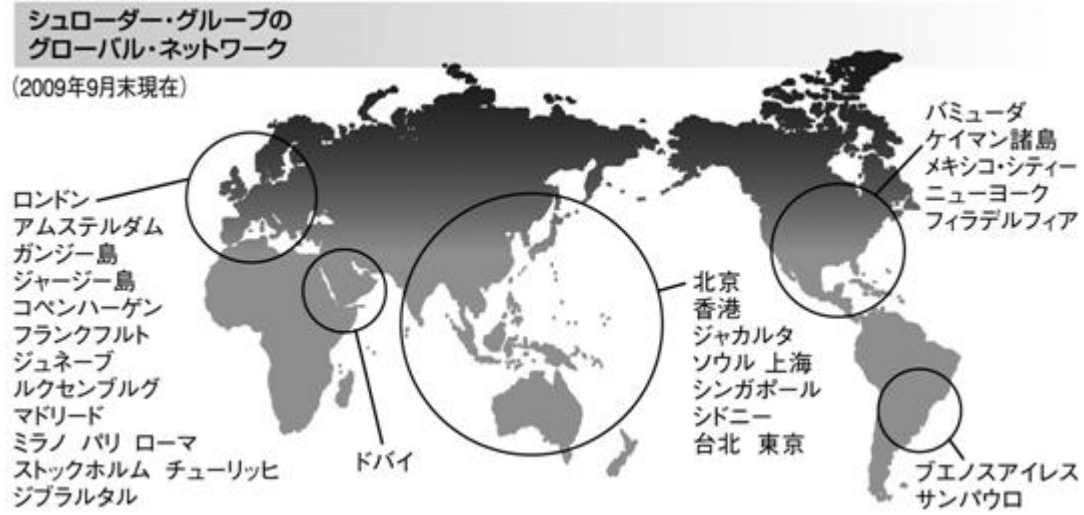
（注）シュローダー・グループの概要

ロンドン証券取引所上場のシュローダー・ピーエルシー傘下のシュローダー・グループは、1804年に英国で創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置きグローバルにオフィスを展開しています。なお、運用総資産額は約19.9兆円（2009年9月末現在、1英ポンド=143.20円で換算）にのぼります。

日本では、1985年に（株）シュローダー・インベストメント・マネージメントを設立し資産運用業務を開始しました。また1991年にシュローダー投信株式会社を設立、1997年4月には両社が合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社となりました。また、2007年4月に商号を変更し、シュローダー証券投信投資顧問株式会社となっております。

シュローダーと日本との関係は大変深く、明治政府が発行した日本最初の外債「九分利付英貸公債」（100万ポンド、明治3年発行）の引受主幹事を務め、また1923年の関東大震災の後に、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の復興に深く関わりました。

シュローダー・グループの主要拠点



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

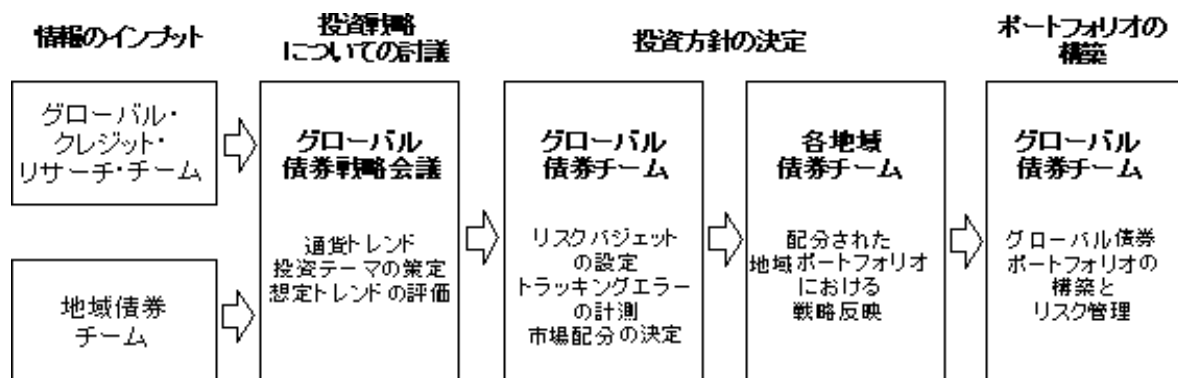
<投資態度>

- ①シュローダー外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。ただし、市況動向等によっては、直接債券等へ投資することがあります。
- ②シュローダー外国債券マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界主要先進国の公社債に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- ③運用にあたっては、シティグループ世界国債インデックス（日本を除く）円ベースをベンチマークとして超過収益の獲得を図ることを目的とします。
- ④債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<運用方針>

- ①グローバルなネットワークを活用した社内リサーチに基づくアクティブ運用を行います。
- ②グローバル債券チームが国・通貨配分の決定とポートフォリオ全体のリスク管理を、各地域の債券チームが金利（デュレーション、イールドカーブ）戦略とセクター・銘柄選択についての意思決定を行い、それぞれの戦略を統合してポートフォリオを構築します。
- ③マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

投資プロセス



出所：シュローダー証券投信投資顧問 2009年11月末現在

(市場・国別配分)

- ・エコノミスト・チームのインプットやグローバル債券戦略グループの討議内容をもとに、グローバル債券チームが市場・国配分を行います。具体的には、投資テーマ（各国経済成長率、インフレ動向、金融・財政政策、経常・財政収支等のマクロ予測、金利水準、国別利回り格差、債券・株式市場の変動率、債券需給状況等の市場環境）、相対市場評価（上述の投資テーマがどこの市場に最も影響を及ぼすか見極め、各主要国市場の相対評価）の検討を行います。

（通貨配分）

- ・ エコノミスト・チームのインプットやグローバル債券戦略グループの討議内容をもとに、グローバル債券チームが市場・国配分を行います。
通貨配分の意思決定にあたっては、金利差や経常収支を重視しつつ、通貨の中期的なテーマを検討します。

（デュレーション戦略）

- ・ ファンダメンタルズおよびテクニカル要因の分析に基づき、各地域チームにより策定されます。
デュレーション戦略にあたっては、エコノミスト・チームによるGDP成長率見通し、金融政策、財政政策、インフレ予測等マクロ経済に関する情報を分析し、また債券需給、資本流出入、フォーワード・イールドカーブ、イールド・ボラティリティ、金利パターンやそれぞれの相関などのテクニカル/定量的ファクターを検討します。その結果、導出された金利予想からベンチマークに対するデュレーション戦略を決定します。

（イールドカーブ戦略）

- ・ ファンダメンタルズおよびテクニカル要因の分析に基づき、各地域チームにより策定されます。イールドカーブ戦略にあたっては、金融政策とインフレ予測等のファンダメンタルズ要因や国債の供給量や入札傾向、海外投資家の需要等のテクニカル要因も検討対象とします。各地域チームは、これらのファンダメンタルズとテクニカル要因を考慮して、収益を極大化する戦略を実行します。

（セクター配分）

- ・ セクターは、国債、社債、ABS／MBS、デリバティブの各セクターに分類しています。ベンチマークのウェイトに対してどのセクターをオーバーウェイト／アンダーウェイトするかは、グローバル戦略会議にて決定します。

（個別銘柄選択）

- ・ 各地域チームは銘柄選択を行う場合、グローバル・クレジット・チームによるインプットに基づく発行体の信用状況と構造的な非効率性を見出すことにより、割安銘柄を選択する手法を採用しています。イールド・スプレッド分析がなされ、証券の構造上の特性、クレジットの質と流動性等について検証し、これら分析結果とし、調整イールド・スプレッドが計算され、当該スプレッドを基に銘柄選択の意思決定を行います。

※ 上記の運用体制等は、今後、変更となる場合もあります。

（参考：マザーファンドの投資態度）

- ①主として、日本を除く世界主要先進国の公社債を投資対象とします。
- ②シティグループ世界国債インデックス（日本を除く）円ベースをベンチマークとします。
- ③各国の市況動向や政治・経済情勢を勘案して国別配分比率およびデュレーションの調整を行います。
- ④債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤運用にあたりましては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（信託約款第17条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1.有価証券
- 2.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記(5)投資制限⑨、⑩、⑪および⑫に定めるものに限りま。
- 3.約束手形
- 4.金銭債権

②運用の指図範囲（信託約款第18条第1項）

委託者は、信託金を、主としてシュローダー証券投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「シュローダー外国債券マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証券
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10.コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
- 17.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18.外国法人が発行する譲渡性預金証書

19.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22.外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するもの、および14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲（信託約款第18条第2項）

委託者は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入を行うことができます。（詳細は後述「(5)投資制限」をご参照ください。）

（参考：マザーファンドの投資対象）

①運用の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるもの）

のをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～11.の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものおよび13.および14.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するもの、および14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

② 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

③その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡し取引及び為替先渡し取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、公社債の空売りの指図、公社債の借入れの指図、外国為替予約の指図を行うことができます。

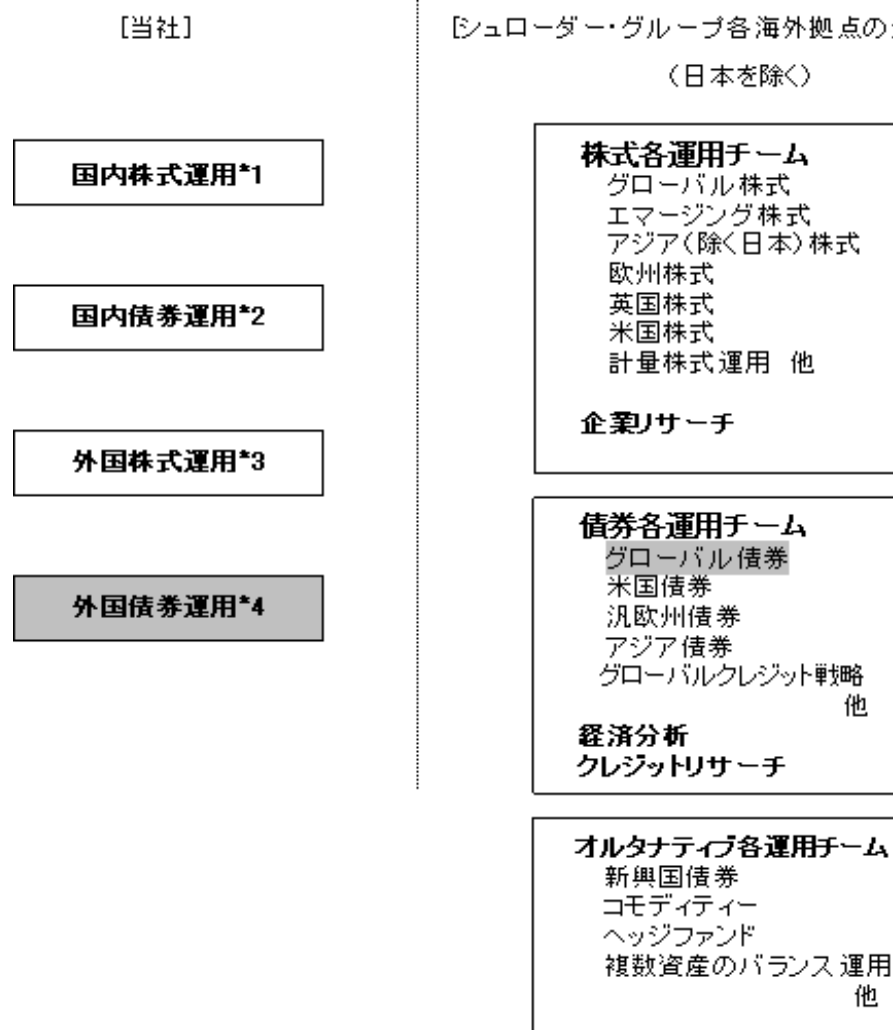
（3）【運用体制】

□運用体制

シュローダー証券投信投資顧問（外国債券運用担当）がファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュローダー外国債券マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

ファンドおよびマザーファンドの運用にあたっては、シュローダー証券投信投資顧問が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
 *2 国内債券運用における投資戦略の策定、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
 *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
 *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

□内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

□受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

※なお、運用体制等は、今後、変更となる場合もあります。

（4）【分配方針】

毎決算時（毎年10月25日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は繰越し分を含めた諸経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
4. 利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
5. 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
6. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対して、税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

<約款で定める投資制限>

- ①株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

- ②外貨建資産への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③投資信託証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④同一銘柄の株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債等への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦投資する株式等の範囲（信託約款第20条）

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑧信用取引の指図範囲（信託約款第23条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売りつけることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2.の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨先物取引等の運用指図（信託約款第24条）

1. 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先

渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

2. 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩スワップ取引の運用指図（信託約款第25条）

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 上記3.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図（信託約款第26条）

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なも

のについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 上記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
6. 上記5.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
7. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
8. 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
9. 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定

した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

10. 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
11. 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

⑫クレジットデリバティブ取引の運用指図（信託約款第26条の2）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

⑬有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款第27条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の（イ）、（ロ）の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - （イ）株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - （ロ）公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記（イ）、（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第28条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とし

ます。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑮公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第29条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第31条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑱資金の借入れ（信託約款第39条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、また、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を行うことができるものとします。
2. 委託者は1.の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
3. 委託者は1.に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。
4. 上記1.に定める資金借入れ額は、次の各号にあげる範囲内の額とします。
 - (イ) 信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
 - (ロ) かつ、信託財産の純資産総額の100分の10を超えない額の範囲内。
 - (ハ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配金のうち

再投資に係る額の範囲内。

- 5.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。
- 6.再投資に係る収益分配金の借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 7.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（参考：マザーファンドの約款で定める投資制限）

①株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

②外貨建資産への投資

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債等への投資

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦投資する株式等の範囲

- 1.委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2.上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑧信用取引の指図範囲

- 1.委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの

指図をすることができるものとします。

2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨先物取引等の運用指図

1. 委託者は、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
2. 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩スワップ取引の運用指図

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
5. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの

限りではありません。

- 3.金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4.委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 5.「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 6.「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑫有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1.委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の（イ）、（ロ）の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - （イ）株式の貸付けは貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - （ロ）公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2.上記（イ）、（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3.委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬公社債の空売りの指図および範囲

- 1.委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をす

ることができるものとします。

2. 上記1.の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑭公社債の借入れの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約の指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<法令上の投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な

方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3 【投資リスク】

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に外貨建債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

(1) 価格変動リスク

・金利変動リスク

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

・信用リスク

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

(2) 外国証券への投資に伴うリスク

・為替変動リスク

実質外貨建資産の円貨換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

・カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

(3) その他のリスクおよび留意点

・ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

・短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する

場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

- ・収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益の中から委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益の分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

- ・信託の途中終了

信託契約の一部解約により、受益権の口数が5億口を下回るようになった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

- ・買付・換金の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）が生じた場合には、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各申込みの受付けを中止すること、あるいはすでに受付けた当該申込みの受付けを取り消すことがあります。

- ・投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う公社債市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

- ・運用体制の変更ならびにファンドマネジャーの交代

ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更となる場合もあります。

また、ファンドおよびマザーファンドは長期にわたり運用を行う（原則として信託期間は無期限）ために、信託期間の途中においてファンドマネジャーが交代となる場合があります。この場合においてもファンドの運用方針が変更されることはありませんが、ファンドマネジャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

(4) リスク管理

- ・ファンドのリスク管理

ポートフォリオのリスク管理については、リスク分析ツール（イールド・ブック、シティグループ・グローバル・マーケット社）を利用し、トラッキングエラーおよび金利リスク、スプレッドリスク、通貨リスク毎にリスク分解を行っています。

これにより、現在のポートフォリオリスクが、投資方針と整合性がとれているか否かの検証を行います。

- ・内部牽制体制の整備状況

当社では運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。

また、各部門が適正に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部が各部門の業務手続きを見直し、エラーや違反が行われた場合には改善の提言および改善の実施状況のチェックを行

います。

さらに、コンプライアンス&リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス&リスク管理部ではまた、各部門に対し定期的にコンプライアンス・セッションを行い、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

・内部検査体制

コンプライアンス&リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、運用部門、管理部門や営業部門も含め、各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。

・外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）[※]準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に実施されています。加えて、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

※グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

4 【手数料等及び税金】

投資家の皆様には、お申込時から換金時または償還時までの間、次のような費用および税金をご負担いただくことになります。

◆お申込時・収益分配時・換金時・償還時にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
お申込時	申込手数料	無手数料
収益分配時	所得税および地方税	非課税 ^(注1)
換金時 (解約請求)	所得税および地方税	
償還時	所得税および地方税	

(注1) 詳しくは、後述「(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

◆信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
毎 日	信託報酬	純資産総額に対して年率1.008%(0.960%) 委託会社 販売会社 受託会社 合 計 0.420% 0.525% 0.063% 1.008% (0.400%) (0.500%) (0.060%) (0.960%) (注) 委託会社の配分には、マザーファンドの投資顧問会社に対する報酬（委託会社の報酬に対し50%以内）が含まれております。 ※括弧内は税抜表示 (「税抜」の「税」とは、消費税および地方消費税を示します。以下同じ。)
	信託事務の諸費用	純資産総額に対して年率0.0525%(税抜0.0500%)以内 ^(注2)

(注2) 信託事務の諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。ファンド監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書の作成・印刷・交付費用、有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用、信託約款の作成・印刷・届出費用、運用報告書の作成・印刷・交付費用、公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用、投信振替制度に係る費用および手数料等。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.0525%(税抜0.0500%)を上限としてこれを変更することができます。

※ 前記のほか、売買委託手数料、先物取引、オプション取引等に要する費用およびこれらにかかる消費税等相当額、外貨建資産の保管等に関する費用等を信託財産でご負担いただきます。（これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）

お客様にご負担いただく費用の総額は、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません。

※上記の税率は、平成22年1月22日の直近日現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。
※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、かかりません。

(2) 【換金手数料】

該当事項はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の100.8(税抜96.00)の率を乗じて得た金額とします。なお、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。（括弧内は税抜表示）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.008% (年0.960%)	年0.420% (年0.400%)	年0.525% (年0.500%)	年0.063% (年0.060%)

※委託会社の配分には、マザーファンドの投資顧問会社に対する報酬(委託会社の報酬に対し50%以内)が含まれております。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

1. 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額
2. 外貨建資産の保管等費用
3. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
4. その他信託事務の処理等に要する諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。
 - ① ファンド監査費用
 - ② 法律顧問・税務顧問への報酬
 - ③ 目論見書の作成・印刷・交付費用
 - ④ 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
 - ⑤ 信託約款の作成・印刷・届出費用
 - ⑥ 運用報告書の作成・印刷・交付費用
 - ⑦ 公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
 - ⑧ 投信振替制度に係る費用および手数料等

委託会社は、上記4.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.0500%）相当額を上限として、係る諸費用の合計

額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.0525%（税抜0.0500%）を上限としてこれを変更することができます。上記4.の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

（5）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

確定拠出年金制度に係る当ファンドの普通分配金、換金時の値上がり益、償還差益は、原則としていずれも非課税^(注)となります。

(注)確定拠出年金法第8条に定められた資産管理契約に係る資産管理機関および同法第2条第5項に定義される連合会(同法第61条に基づき連合会より事務委託を受けた者を含む)の場合です。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは次の通りです。

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用がありません。

※個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

※上記の税率は、平成 22 年 1 月 22 日の直近日現在で適用されている税率を基にしており、
今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

（平成21年11月末日現在）

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	320,630,808	100.1
コール・ローン、金銭信託、その他（負債控除後）	—	△ 333,789	△ 0.1
合計（純資産総額）	—	320,297,019	100.0

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

（平成21年11月末日現在）

銘柄名	種類	国名	数量 （口）	簿価（円）		評価（円）		投資 比率 （%）
				単価	金額	単価	金額	
シュローダー外国債券 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	185,948,390	1.7978	334,288,832	1.7243	320,630,808	100.1

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.1

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

年月日	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
平成13年11月1日（設定日）	1,000,000	—	10,000	—
平成14年10月25日（第1期）	76,466,075	76,466,075	10,664	10,664
平成15年10月27日（第2期）	78,534,800	78,534,800	10,953	10,953
平成16年10月25日（第3期）	119,592,279	119,592,279	11,802	11,802
平成17年10月25日（第4期）	191,018,970	191,018,970	12,783	12,783
平成18年10月25日（第5期）	261,889,579	261,889,579	13,646	13,646
平成19年10月25日（第6期）	334,662,943	334,662,943	14,479	14,479
平成20年10月27日（第7期）	337,642,673	337,642,673	11,477	11,477
平成21年10月26日（第8期）	333,610,108	333,610,108	13,132	13,132
平成20年11月末	359,581,438	—	12,137	—
平成20年12月末	282,173,849	—	12,515	—
平成21年1月末	263,583,244	—	11,402	—
平成21年2月末	283,962,183	—	12,388	—
平成21年3月末	304,307,093	—	12,872	—

平成21年4月末	305,075,016	—	12,857	—
平成21年5月末	311,170,611	—	12,854	—
平成21年6月末	317,731,257	—	13,075	—
平成21年7月末	322,279,670	—	13,018	—
平成21年8月末	326,534,597	—	12,902	—
平成21年9月末	322,228,291	—	12,743	—
平成21年10月末	333,224,059	—	12,987	—
平成21年11月末	320,297,019	—	12,577	—

②【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	0
第2期	0
第3期	0
第4期	0
第5期	0
第6期	0
第7期	0
第8期	0

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（分配金込み）（％）
第1期	6.6
第2期	2.7
第3期	7.8
第4期	8.3
第5期	6.8
第6期	6.1
第7期	△20.7
第8期	14.4

（注）収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から前計算期末の基準価額（分配落ちの額）を控除した額を当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

（参考）シュローダー外国債券マザーファンド

投資状況

（平成21年11月末日現在）

資産の種類	国又は地域	時価（円）	投資比率（％）
国債証券	フランス	400,095,089	38.2
	アメリカ	329,683,527	31.4
	オランダ	85,539,950	8.2
	イギリス	78,868,496	7.5
	カナダ	12,445,827	1.2
	ポーランド	9,903,190	0.9
	スウェーデン	5,658,480	0.5

小計	—	922,194,560	87.9
コール・ローン、金銭信託、その他 （負債控除後）	—	126,466,722	12.1
合計（純資産総額）	—	1,048,661,282	100.0

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

（注3）外貨建資産の時価(円)については、平成21年11月末日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により円換算したものです。

投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

（平成21年11月末日現在）

順位	銘柄名	クーポン (%)	償還日 (年月日)	種類	国名	額面総額	簿価(円)		評価(円)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	FRANCE 4.25% 10/25/2017	4.25	2017/10/25	国債証券	フランス	657,000	139.58	91,702,291	140.57	92,355,877	8.8
2	NETHER LANDS 4% 7/15/2016	4	2016/7/15	国債証券	オランダ	617,000	138.00	85,145,483	138.64	85,539,950	8.2
3	US TREASURY N/B 3.875% 05/15/2010	3.875	2010/5/15	国債証券	アメリカ	936,000	88.40	82,739,486	88.30	82,650,919	7.9
4	UST 4.25% 11/15/2017	4.25	2017/11/15	国債証券	アメリカ	859,000	94.09	80,823,918	95.03	81,630,803	7.8
5	FRANCE 4.25% 04/25/2019	4.25	2019/4/25	国債証券	フランス	562,500	138.46	77,886,006	139.62	78,533,475	7.5
6	US TREASURY 4.5% 5/15/2017	4.5	2017/5/15	国債証券	アメリカ	757,000	95.73	72,471,347	96.71	73,210,642	7.0
7	FRTR 5.75% 10/25/2032	5.75	2032/10/25	国債証券	フランス	384,000	161.65	62,072,795	161.55	62,033,794	5.9
8	FRENCH TREASURY NOTE 3% 01/12/2011	3	2011/1/12	国債証券	フランス	436,000	133.41	58,167,573	133.31	58,121,588	5.5
9	FRANCE 4% 04/25/2013	4	2013/4/25	国債証券	フランス	418,000	138.78	58,011,849	138.95	58,080,428	5.5
10	US TREASURY 2% 11/30/2013	2	2013/11/30	国債証券	アメリカ	571,000	87.77	50,118,225	88.25	50,389,365	4.8
11	US TREASURY 5.375% 02/15/2031	5.375	2031/2/15	国債証券	アメリカ	409,000	100.85	41,247,205	102.20	41,801,798	4.0
12	UKT 3.25% 12/07/2011	3.25	2011/12/7	国債証券	イギリス	240,000	149.12	35,788,584	149.21	35,810,255	3.4
13	FRANCE 5% 10/25/2011	5	2011/10/25	国債証券	フランス	232,000	139.42	32,346,289	139.34	32,326,049	3.1
14	UKT 4.25% 03/07/2036	4.25	2036/3/7	国債証券	イギリス	146,000	144.84	21,146,742	145.61	21,258,488	2.0
15	UKT 4.75% 03/07/2020	4.75	2020/3/7	国債証券	イギリス	114,000	155.15	17,686,822	156.52	17,843,845	1.7
16	FRANCE 4.75% 04/25/2035	4.75	2035/4/25	国債証券	フランス	106,000	143.18	15,177,241	143.07	15,164,957	1.4
17	CAN 5.75% 6/1/2029	5.75	2029/6/1	国債証券	カナダ	122,000	100.93	12,314,003	102.01	12,445,827	1.2
18	POLAND 5.5% 10/25/2019	5.5	2019/10/25	国債証券	ポーランド	332,000	29.85	9,911,629	29.83	9,903,190	0.9
19	SGB 6.75% 05/05/2014	6.75	2014/5/5	国債証券	スウェーデン	385,000	14.67	5,648,605	14.70	5,658,480	0.5
20	UK T 8.75% 08/25/2017	8.75	2017/8/25	国債証券	イギリス	20,000	196.74	3,934,838	197.80	3,955,908	0.4
21	FRANCE 6% 10/25/2025	6	2025/10/25	国債証券	フランス	12,000	161.16	1,933,962	161.78	1,941,415	0.2
22	FRANCE 4% 04/25/2055	4	2055/4/25	国債証券	フランス	12,000	128.08	1,537,004	128.13	1,537,504	0.1

（注）邦貨換算額は、平成21年11月末日現在のわが国における対顧客電信売買相場の仲値により換算したものです。

種類	投資比率(%)
国債証券	87.9
合計	87.9

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する、各種類の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第 二部 【ファンドの詳細情報】

第 1 【ファンドの沿革】

平成13年11月1日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成15年2月1日 「シュローダー・インベストメント・マネージメント・インターナショナル・リミテッド」の投資助言方式から、「シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド」に運用の指図に関する権限を委託する外部委託方式へ変更。

第 2 【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

<買付申込みの受付け>

申込期間中における各営業日に受益権の募集が行われます。

買付申込みの受付けは、原則として午後3時までで販売会社の定める時間内に取得申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分として受けます。この時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。

<買付価額と申込代金>

受益権の買付価額は、買付申込日の翌営業日の基準価額とします。

申込代金は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額とします。（申込手数料はかかりません。）

<申込単位>

1円以上1円単位

ただし、収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口以上1口単位とします。

<振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録>

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金(解約)手続等】

一部解約（解約請求）

<換金（解約）申込みの受付け>

一部解約の申込みの受付けは、原則として午後3時までで販売会社が定める時間内に一部解約の申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けに係る販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込分として受け付けます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

<換金価額>

換金価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

手取額[※]は、換金価額となります。

換金代金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社にて受益者に支払います。

換金価額は、原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

換金価額は、販売会社または後記「照会先」においてもご照会いただけます。

※上記の手取額は、受益者が確定拠出年金法第8条に定められた資産管理契約に係る資産管理機関および同法第2条第5項に定義される連合会（同法第61条に基づき連合会より事務委託を受けた者を含む）の場合です。上記以外の受益者（法人）の場合は、普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について課税されます。税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合には、上記の手取額の内容が変更になることがあります。

<換金の申込単位>

受益者は、自己の有する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

<振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録>

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の申込みを受益者が行うときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1. 基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価^(注)して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（注）ファンドの主な組入資産の評価方法

資産の種類	評価方法
公社債等	原則として以下のいずれかから入手した価額で評価 ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。） ・価格情報会社の提供する価額

（※）上記での評価が適当でないと判断される場合には別の方法により評価が行われることもあります。

2. 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

3. 基準価額の公表

基準価額は原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「DC外債」の名称で掲載されます。なお、販売会社または後記「照会先」においてもご照会いただけます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成13年11月1日（当初信託設定日）より無期限とします。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年10月26日から10月25日までとします。ただし、第1計算期間については、平成13年11月1日から平成14年10月25日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします

(5) 【その他】

1. ファンドの償還条項と信託の終了

- (イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (ロ) 委託会社は、信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。
- (ハ) 上記（イ）または（ロ）の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ニ) 上記（ハ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないものとします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定の期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託契約の解約を行いません。信託契約の解約を行わないこととなった場合には、信託契約を解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- (ホ) なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には本規定は適用されません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「3. 信託約款の変更（二）」に該当する場合を除き、その当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (チ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託者はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

3. 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（一月を下らないものとし

ます。)内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。

- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託約款の変更は行わないこととします。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更を行わないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)から(ホ)までの規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 関係法人との契約について

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」(同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。)の有効期間は、契約締結日より1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも何らの意思表示もないときは、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

- 1. 収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付されます。
- 2. 販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金に対する請求権

- 1. 償還金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座に払い込むことにより、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して受益権の抹消手続きと引き換えに支払われます。
- 2. 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 3. 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③換金（解約）請求権

- 1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。この場合、受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座にお

いて当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- 2.一部解約金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払われます。
- 3.一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内（一月を下らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

⑥受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

（照会先）

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

電話 03－5293－1323

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ：http://www.schroders.co.jp

第4 【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第7期計算期間（平成19年10月26日から平成20年10月27日まで）については改正前の、第8期計算期間（平成20年10月28日から平成21年10月26日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、第8期計算期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成19年10月26日から平成20年10月27日まで）及び、第8期計算期間（平成20年10月28日から平成21年10月26日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております

1 【財務諸表】

シュローダーDCアクティブ外国債券

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (平成20年10月27日現在)	第8期 (平成21年10月26日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	339,856,403	335,369,476
未収入金	940,156	303,105
流動資産合計	340,796,559	335,672,581
資産合計	340,796,559	335,672,581
負債の部		
流動負債		
未払解約金	940,156	303,105
未払受託者報酬	126,057	99,790
未払委託者報酬	1,891,645	1,497,556
その他未払費用	196,028	162,022
流動負債合計	3,153,886	2,062,473
負債合計	3,153,886	2,062,473
純資産の部		
元本等		
元本	294,186,436	254,052,648
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,456,237	79,557,460
（分配準備積立金）	44,550,800	30,404,831
元本等合計	337,642,673	333,610,108
純資産合計	337,642,673	333,610,108
負債純資産合計	340,796,559	335,672,581

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 (自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日)	第8期 (自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△84,404,641	44,282,665
営業収益合計	△84,404,641	44,282,665
営業費用		
受託者報酬	235,338	194,546
委託者報酬	3,531,626	2,919,570
その他費用	196,028	162,022
営業費用合計	3,962,992	3,276,138
営業利益又は営業損失（△）	△88,367,633	41,006,527
経常利益又は経常損失（△）	△88,367,633	41,006,527
当期純利益又は当期純損失（△）	△88,367,633	41,006,527
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,547,060	4,773,247
期首剰余金又は期首欠損金（△）	103,532,862	43,456,237
剰余金増加額又は欠損金減少額	39,928,561	14,698,180
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	39,928,561	14,698,180
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,184,613	14,830,237
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,184,613	14,830,237
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,456,237	79,557,460

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第7期 自平成19年10月26日 至平成20年10月27日	第8期 自平成20年10月28日 至平成21年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 平成20年10月25日が休業日のため第7期計算期間は平成19年10月26日から平成20年10月27日までとしております。このため当計算期間は368日となっております。	計算期間の取扱い 平成20年10月25日、26日及び平成21年10月25日が休業日のため第8期計算期間は平成20年10月28日から平成21年10月26日までとしております。このため当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

期 別 項 目	第7期 [平成20年10月27日現在]	第8期 [平成21年10月26日現在]
1. 期首元本額	231,130,081円	294,186,436円
期中追加設定元本額	92,633,465円	57,983,072円
期中解約元本額	29,577,110円	98,116,860円
2. 計算期間末日における受益権の総数	294,186,436口	254,052,648口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期別 項目	第7期 自平成19年10月26日 至平成20年10月27日	第8期 自平成20年10月28日 至平成21年10月26日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（65,962,631円）及び分配準備積立金（44,550,800円）より、分配対象収益は110,513,431円（1万口当たり3,756.58円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（72,172,252円）及び分配準備積立金（30,404,831円）より、分配対象収益は102,577,083円（1万口当たり4,037.63円）ですが、分配を行っておりません。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50以内の額を支払っております。	同左

(有価証券に関する注記)

第7期（平成20年10月27日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	339,856,403円	△83,064,428円
合計	339,856,403円	△83,064,428円

第8期（平成21年10月26日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	335,369,476円	39,157,295円
合計	335,369,476円	39,157,295円

（デリバティブ取引等に関する注記）

第7期（自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日）

該当事項はありません。

第8期（自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期（自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日）

該当事項はありません。

第8期（自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項 目	期 別	第7期 [平成20年10月27日現在]	第8期 [平成21年10月26日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		1.1477円 (11,477円)	1.3132円 (13,132円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券 面 総 額	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	シュローダー外国債券マザーファンド	186,471,769	335,369,476	
合 計		186,471,769	335,369,476	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参 考）

当ファンドは「シュローダー外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー外国債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

シュローダー外国債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	注記 番号	[平成20年10月27日現在] 金 額	[平成21年10月26日現在] 金 額
資 産 の 部				
流 動 資 産				
預金			1,646,163	47,057,746
コール・ローン			6,231,346	10,775,261
国債証券			326,344,766	1,013,937,582
未収入金			-	78,044,485
未収利息			4,576,792	17,943,880
前払費用			2,000,600	4,941,776
流 動 資 産 合 計			340,799,667	1,172,700,730

資 産 合 計		340,799,667	1,172,700,730
負 債 の 部			
流 動 負 債			
未払金		-	77,325,560
未払解約金		940,156	303,105
流 動 負 債 合 計		940,156	77,628,665
負 債 合 計		940,156	77,628,665
純 資 産 の 部			
元 本 等			
元 本		218,430,750	608,876,105
剰 余 金			
剰余金又は欠損金（△）		121,428,761	486,195,960
元 本 等 合 計		339,859,511	1,095,072,065
純 資 産 合 計		339,859,511	1,095,072,065
負債純資産合計		340,799,667	1,172,700,730

(注) 「シュローダー外国債券マザーファンド」の計算期間は原則として毎年11月21日から翌年11月20日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年10月27日及び平成21年10月26日における同ファンドの状況であります。

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	対象期間 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）又は価格情報会社の提供する価格で時価評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	対象年月日 [平成20年10月27日現在]	[平成21年10月26日現在]
1. 期首元本額	173,457,184円	218,430,750円
期中追加設定元本額	68,905,066円	465,165,931円
期中解約元本額	23,931,500円	74,720,576円

元本の内訳 ファンド名 シュローダー DCアクティブ外国債券 シュローダー外国債券 PFファンド （適格機関投資家専用） 計	218,430,750円 - 218,430,750円	186,471,769円 422,404,336円 608,876,105円
2.対象年月日における受益権の総数	218,430,750口	608,876,105口

（有価証券に関する注記）

（平成20年10月27日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	326,344,766円	4,528,842円
合 計	326,344,766円	4,528,842円

注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダーDCアクティブ外国債券の期末日までの期間に対応する金額であります。

（平成21年10月26日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,013,937,582円	△7,998,048円
合 計	1,013,937,582円	△7,998,048円

注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダーDCアクティブ外国債券の期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

項 目	対象期間 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。	同左

6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
-------------------------	---	----

II取引の時価等に関する事項

通貨関連

（平成20年10月27日現在）

該当事項はありません。

（平成21年10月26日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成19年10月26日 至平成20年10月27日）

該当事項はありません。

（自平成20年10月28日 至平成21年10月26日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

対象年月日		
項 目	[平成20年10月27日現在]	[平成21年10月26日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5559円 (15,559円)	1.7985円 (17,985円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評 価 金 額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B 3.875% 05/15/2010	823,000.00	839,591.680	
		US TREASURY 5.375% 02/15/2031	409,000.00	470,476.790	
		US TREASURY 4.5% 5/15/2017	757,000.00	822,647.040	
		US TREASURY 2% 11/30/2013	571,000.00	568,681.740	
		US TREASURY 4.25% 11/15/2017	750,000.00	799,920.000	
	米ドル	(邦貨換算)		(322,296,253)	
	通貨小計		3,310,000.00	3,501,317.250	
国債証券	カナダドル	CANADA 5.75% 06/01/2029	122,000.00	149,291.400	
	カナダドル	(邦貨換算)		(13,049,561)	
	通貨小計		122,000.00	149,291.400	
国債証券	英ポンド	UK TREASURY 4.75% 03/07/2020	114,000.00	123,503.040	
		UK TREASURY 4.25% 03/07/2036	146,000.00	146,635.100	
		UK TREASURY 8.75% 08/25/2017	24,000.00	32,975.040	
		UK TREASURY 3.25% 12/07/2011	240,000.00	248,920.800	
	英ポンド	(邦貨換算)		(82,645,007)	
	通貨小計		524,000.00	552,033.980	
国債証券	スウェーデンクローナ	SWEDEN 6.75% 05/05/2014	385,000.00	451,685.850	
	スウェーデンクローナ	(邦貨換算)		(6,124,860)	
	通貨小計		385,000.00	451,685.850	

国債証券	ポーランドズロチ	POLAND 5.5% 10/25/2019	332,000.00	316,874.080	
	ポーランドズロチ	(邦貨換算)		(10,488,532)	
	通貨小計		332,000.00	316,874.080	
国債証券	ユーロ	FRENCH TREASURY NOTE 5YR 3% 01/12/2011	436,000.00	446,664.560	
		FRANCE 4% 04/25/2013	418,000.00	443,251.380	
		FRANCE 4.25% 04/25/2019	504,500.00	533,433.070	
		FRANCE 4.75% 04/25/2035	106,000.00	113,397.740	
		FRANCE 4% 04/25/2055	12,000.00	11,369.760	
		NETHER LANDS 4% 7/15/2016	617,000.00	649,793.550	
		FRANCE 5% 10/25/2011	232,000.00	248,082.240	
		FRANCE 4% 10/25/2013	481,000.00	510,307.330	
		FRANCE 4.25% 10/25/2017	713,000.00	760,122.170	
		FRANCE 6% 10/25/2025	12,000.00	14,670.360	
		FRANCE 5.75% 10/25/2032	384,000.00	464,847.360	
	ユーロ	(邦貨換算)		(579,333,369)	
	通貨小計		3,915,500.00	4,195,939.520	
				(1,013,937,582)	
	合計			1,013,937,582	

注) 1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の金額は円で表示しております。また（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 5銘柄	100.0%	31.8%
カナダドル	国債証券 1銘柄	100.0%	1.3%
英ポンド	国債証券 4銘柄	100.0%	8.2%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.6%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	100.0%	1.0%
ユーロ	国債証券 11銘柄	100.0%	57.1%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年11月末日現在／単位：円）

I	資産総額	321,613,031
II	負債総額	1,316,012
III	純資産総額(I - II)	320,297,019
IV	発行済数量(口)	254,674,554
V	1口当たり純資産額(III/IV) (1 万口当たり純資産額)	1.2577 (12,577)

（参考）シュローダー外国債券マザーファンド

純資産額計算書

（平成21年11月末日現在／単位：円）

I	資産総額	1,060,567,335
II	負債総額	11,906,053
III	純資産総額(I - II)	1,048,661,282
IV	発行済数量(口)	608,174,632
V	1口当たり純資産額(III/IV) (1 万口当たり純資産額)	1.7243 (17,243)

第５【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	71,703,715	0
第2期	0	0
第3期	29,762,299	133,907
第4期	53,572,701	5,469,581
第5期	63,725,289	21,243,161
第6期	62,195,414	22,982,688
第7期	92,633,465	29,577,110
第8期	57,983,072	98,116,860

第三部【特別情報】

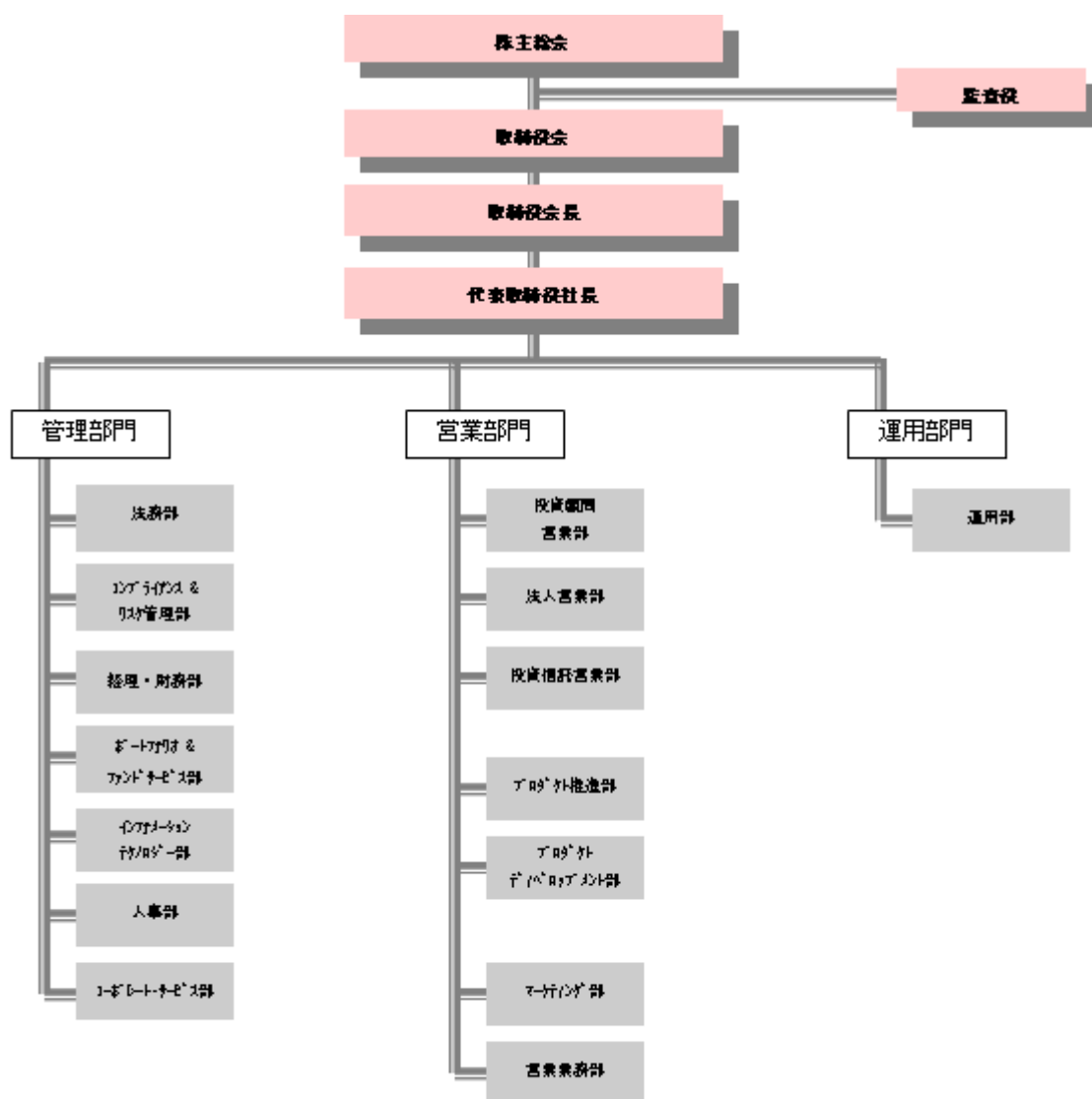
第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】（本書提出日現在）

- (1) 資本金の額
委託会社の資本金の額は、金4億9千万円です。
- (2) 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は、39,200株です。
- (3) 発行済株式数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は、9,800株です。
- (4) 直近5ヵ年における資本の額の増減
該当事項はありません。
- (5) 委託会社の機構
 - ①経営体制

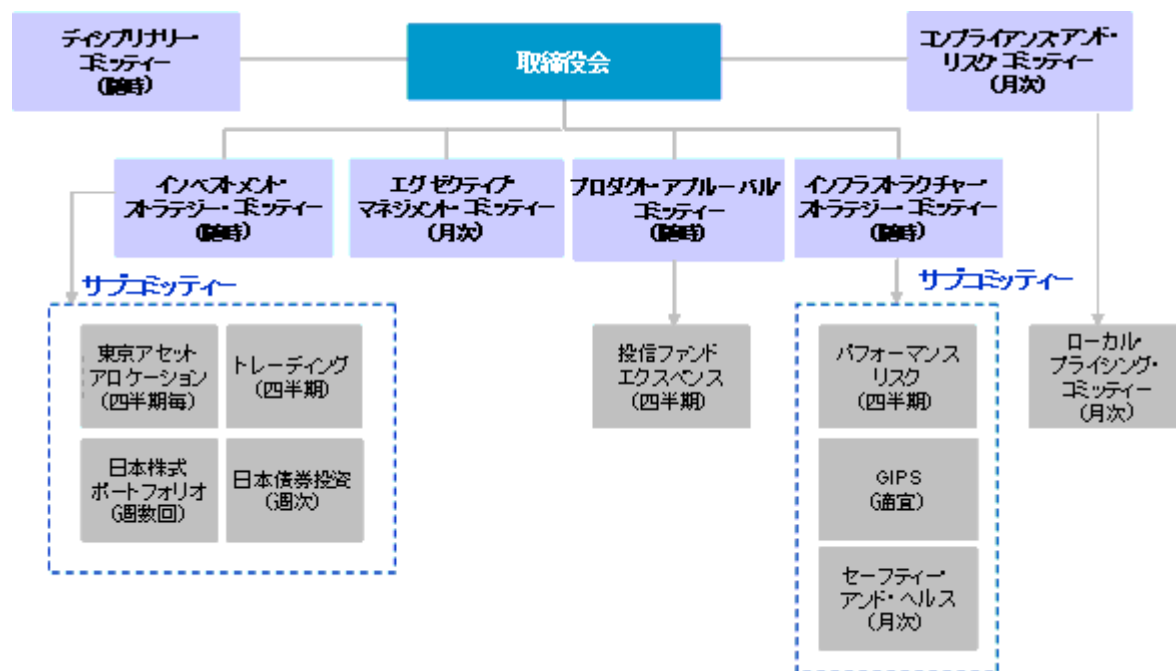
当社業務執行の最高機関としてある取締役会は15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を任命することができます。取締役会はその決議をもって、当会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令または本定款によって定められた事項を決定します。取締役会を招集するには、各取締役及び監査役に対し、会日の少なくとも1週間前に招集通知を発しなればなりません。ただし、取締役及び監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合には、代表取締役社長がこれに代わり、代表取締役社長にも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

※委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



②投資運用の意思決定機構

運用全般にかかわる意思決定は、取締役会から権限を委譲されたインベストメント・ストラテジー・コミッティーで行われます。また各運用商品の投資方針は、インベストメント・ストラテジー・コミッティーの下に設置された以下の各サブコミッティーで決定されます。



東京アセットアロケーション・サブコミッティー

- ・ 国内顧客向け資産配分の決定

日本株式ポートフォリオ・サブコミッティー

- ・ 銘柄の相対ウェイト決定、ポートフォリオリスク特性値の詳細なレビューと管理

日本債券投資サブコミッティー

- ・ 投資方針・戦略を決定、モデルポートフォリオを構築

トレーディング・サブコミッティー

- ・ トレーディングに関連する業務全般の方針設定や規定遵守の確認

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。さらに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として有価証券の売買の媒介等に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

平成21年12月末日現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	6	13,980,401,605
追加型株式投資信託	57	374,510,145,887
合計	63	388,490,547,492

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第17期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第18期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第18期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。第19期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)		
	第17期 (平成20年3月31日)	第18期 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	6,226,664	6,193,111
立替金	-	510
前払費用	103,522	80,113
未収入金	369,424	119,162
未収委託者報酬	895,411	441,824
未収運用受託報酬	1,063,814	361,950
未収還付法人税等	-	655,717
未収還付消費税等	-	22,842
1年内受取予定の長期差入保証金	-	225,214
繰延税金資産	336,049	358,015
流動資産合計	8,994,887	8,458,463
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1 55,388	41,311
器具備品（純額）	*1 50,971	50,498
有形固定資産合計	106,359	91,810
無形固定資産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	29,505	24,118
無形固定資産合計	33,205	27,818
投資その他の資産		
投資有価証券	100,026	-
繰延税金資産	635,940	527,842
長期差入保証金	231,654	13,560
その他投資	1,750	1,550
貸倒引当金	△950	△950
投資その他の資産合計	968,421	542,002
固定資産合計	1,107,987	661,631
資産合計	10,102,874	9,120,095

(単位：千円)		
	第17期 (平成20年3月31日)	第18期 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	51,772	45,718
未払金		
未払収益分配金	951	937
未払償還金	45,482	14,645
未払手数料	361,884	168,331
その他未払金	2,131,199	1,736,144
未払費用	138,673	93,487
未払法人税等	56,443	-
未払消費税等	42,842	-
1年内返済予定の長期借入金	*2 -	1,500,000
事務所移転費用引当金	-	221,200
賞与引当金	243,765	166,386
流動負債合計	3,073,015	3,946,852
固定負債		
長期未払金	101,248	24,388
長期未払費用	16,394	32,999
長期借入金	*2 1,500,000	-

退職給付引当金	730,291	597,667
役員退職慰労引当金	3,695	3,532
固定負債合計	2,351,628	658,588
負債合計	5,424,644	4,605,440
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,672,793	3,524,654
利益剰余金合計	3,672,793	3,524,654
株主資本合計	4,662,793	4,514,654
評価・換算差額等合計		
その他有価証券評価差額金	15,436	-
評価・換算差額等合計	15,436	-
純資産合計	4,678,229	4,514,654
負債純資産合計	10,102,874	9,120,095

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
営業収益		
委託者報酬	6,159,254	6,220,233
運用受託報酬	3,648,390	1,773,261
その他営業収益	2,887,429	1,789,952
営業収益計	12,695,074	9,783,447
営業費用		
支払手数料	2,526,558	2,678,701
広告宣伝費	288,392	145,118
公告費	514	3,888
調査費		
調査費	514,665	355,459
委託調査費	1,755,474	1,722,638
図書費	4,739	4,882
委託計算費	93,521	91,708
事務委託費	4,928	6,705
営業雑経費		
通信費	36,227	24,665
印刷費	97,436	50,143
協会費	19,050	15,610
諸会費	3,209	3,123
その他営業費用	27,039	9,279
営業費用計	5,371,757	5,111,924
一般管理費		
給料		
役員報酬	525,273	137,027
給料・手当	1,808,975	1,844,125
賞与	873,951	386,529
交際費	13,615	11,587
旅費交通費	90,069	58,171
租税公課	38,377	25,903
不動産賃借料	327,308	344,360
賞与引当金繰入	243,765	166,260

退職給付費用	187,157	121,628
役員退職慰労引当金繰入	19,001	5,186
法定福利費	253,009	263,051
固定資産減価償却費	50,641	48,736
諸経費	1,183,865	887,978
一般管理費計	5,615,012	4,300,549
営業利益	1,708,304	370,973
営業外収益		
受取利息	18,292	34,530
受取保険金	8,663	-
有価証券売却益	-	11,137
時効償還金	-	29,114
雑益	3,940	2,918
営業外収益計	30,895	77,700
営業外費用		
支払利息	*2 15,792	23,869
為替差損	50,758	18,250
事務処理損失	14,421	803
雑損失	2,069	1,817
営業外費用計	83,042	44,740
経常利益	1,656,157	403,933
特別利益		
過年度運用受託報酬	*4 -	109,800
過年度その他営業収益	*5 -	5,742
特別利益計	-	115,543
特別損失		
割増退職金等	*6 -	632,250
事務所移転費用	*7 -	8,500
事務所移転費用引当金繰入	*8 -	221,200
過年度調査費	*3 599,591	20,087
固定資産除却損	*1 3,598	48
特別損失計	603,190	882,087
税引前当期純利益 （△税引前当期純損失）	1,052,966	△362,610
法人税、住民税及び事業税	711,323	530
過年度法人税等	-	△311,724
法人税等調整額	△173,868	96,723
法人税等合計	537,455	△214,470
当期純利益（△当期純損失）	515,511	△148,139

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	490,000	490,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	500,000	500,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	500,000	500,000

利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	6,157,287	3,672,793
当期変動額		
剰余金の配当	△3,000,005	-
純利益（△純損失）	515,511	△148,139
当期変動額合計	△2,484,493	△148,139
当期末残高	3,672,793	3,524,654
株主資本合計		
前期末残高	7,147,287	4,662,793
当期変動額		
剰余金の配当	△3,000,005	-
純利益（△純損失）	515,511	△148,139
当期変動額合計	△2,484,493	△148,139
当期末残高	4,662,793	4,514,654
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	15,886	15,436
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△450	△15,436
当期変動額合計	△450	△15,436
当期末残高	15,436	-

重要な会計方針

項 目	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は、移動平均法により 算定）	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産 定率法によっております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形 固定資産について、改正後の法人税法に 基づく減価償却の方法に変更して おります。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益に与える影響額は軽微で あります。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日 以前に取得した資産については、改正前 の法人税法に基づく減価償却の方法の 適用により取得価額の5%に到達した事 業年度の翌事業年度より、取得価額の5% 相当額と備忘価額との差額を5年間にわ たり均等償却し、減価償却費に含めて計 上しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益に与える影響額は軽微で あります。	（1）有形固定資産（リース資産を除 く） 定率法によっております。

3. 引当金の計上基準	(2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。 -----	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 (5) 事務所移転費用引当金 当事業年度において、従来より賃借していた事務所の解約を決定したため、これに係る原状回復工事費用等を見積り計上しております。 -----
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	-----
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

(会計処理方法の変更)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
---	---

-----	（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。
-------	--

（表示方法の変更）

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
-----	（貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「未収運用受託報酬」として計上しております。 （損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第17期 平成20年3月31日現在	第18期 平成21年3月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 168,339千円 器具備品 256,375千円 *2 関係会社項目 固定負債 長期借入金 1,500,000千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 182,416千円 器具備品 279,725千円 *2 関係会社項目 流動負債 1年内返済予定の長期借入金 1,500,000千円

（損益計算書関係）

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
*1. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 建物附属設備 2,255千円 器具備品 1,343千円 *2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 15,665千円 *3. 過年度調査費はグループ会社間の移転価格算定方法を遡及的に変更したことに伴うものであります。	*1. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 器具備品 48千円 *2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 23,816千円 *3. 過年度調査費は、過年度の調査費の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。

-----	*4. 過年度運用受託報酬は、過年度の運用受託報酬の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。 *5. 過年度その他営業収益は、過年度のその他営業収益の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。 *6. 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。 *7. 事務所移転費用には、事務所移転の事前調査に係る費用等を計上しております。 *8. 事務所移転費用引当金繰入には、従来より賃借していた事務所の原状回復工事費用等を見積り計上しております。
-------	--

(株主資本等変動計算書関係)

第17期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第16期事業年度末 株式数	第17期事業年度 増加株式数	第17期事業年度 減少株式数	第17期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年 6月27日	普通株式	3,000,005	306,123	平成19年 3月31日	平成19年 6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第18期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第17期事業年度末 株式数	第18期事業年度 増加株式数	第18期事業年度 減少株式数	第18期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
財務諸表等規則附則（平成19年8月15日内閣府令第65号）第9条第2項2号の規定に基づき、改正前の財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	改正後の財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	第17期 (平成20年3月31日現在)			第18期 (平成21年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	73,900	99,947	26,047	-	-	-
小 計	73,900	99,947	26,047	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの その他	100	78	△21	-	-	-
小 計	100	78	△21	-	-	-
合 計	74,000	100,026	26,026	-	-	-

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第17期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第18期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
85,137	11,205	67

(デリバティブ取引関係)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 730,291千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 597,667千円
3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 187,157千円	3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 121,628千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用 いております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日																																																												
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産 千円 <table> <tr><td>賞与引当金損金算入</td><td></td></tr> <tr><td>限度超過額</td><td>99,188</td></tr> <tr><td>未払事業税否認</td><td>2,934</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td>574,384</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金</td><td></td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td>297,163</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認</td><td>1,503</td></tr> <tr><td>その他</td><td>9,705</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>984,879</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>投資有価証券評価差額金</td><td>△10,590</td></tr> <tr><td>その他</td><td>△2,298</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>△12,888</td></tr> <tr><td>差引:繰延税金資産の純額</td><td>971,989</td></tr> </table>	賞与引当金損金算入		限度超過額	99,188	未払事業税否認	2,934	未払費用否認	574,384	退職給付引当金損金		算入限度超過額	297,163	役員退職慰労引当金否認	1,503	その他	9,705	繰延税金資産合計	984,879	繰延税金負債		投資有価証券評価差額金	△10,590	その他	△2,298	繰延税金負債合計	△12,888	差引:繰延税金資産の純額	971,989	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産 千円 <table> <tr><td>賞与引当金損金算入</td><td></td></tr> <tr><td>限度超過額</td><td>67,702</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td>466,037</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金</td><td></td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td>243,190</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認</td><td>1,437</td></tr> <tr><td>未確定債権債務に係る</td><td></td></tr> <tr><td>為替差損益</td><td>53,264</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5,409</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td>76,709</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>913,753</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>未収還付事業税</td><td>△25,383</td></tr> <tr><td>その他</td><td>△2,512</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>△27,895</td></tr> <tr><td>差引:繰延税金資産の純額</td><td>885,857</td></tr> </table>	賞与引当金損金算入		限度超過額	67,702	未払費用否認	466,037	退職給付引当金損金		算入限度超過額	243,190	役員退職慰労引当金否認	1,437	未確定債権債務に係る		為替差損益	53,264	その他	5,409	税務上の繰越欠損金	76,709	繰延税金資産合計	913,753	繰延税金負債		未収還付事業税	△25,383	その他	△2,512	繰延税金負債合計	△27,895	差引:繰延税金資産の純額	885,857
賞与引当金損金算入																																																													
限度超過額	99,188																																																												
未払事業税否認	2,934																																																												
未払費用否認	574,384																																																												
退職給付引当金損金																																																													
算入限度超過額	297,163																																																												
役員退職慰労引当金否認	1,503																																																												
その他	9,705																																																												
繰延税金資産合計	984,879																																																												
繰延税金負債																																																													
投資有価証券評価差額金	△10,590																																																												
その他	△2,298																																																												
繰延税金負債合計	△12,888																																																												
差引:繰延税金資産の純額	971,989																																																												
賞与引当金損金算入																																																													
限度超過額	67,702																																																												
未払費用否認	466,037																																																												
退職給付引当金損金																																																													
算入限度超過額	243,190																																																												
役員退職慰労引当金否認	1,437																																																												
未確定債権債務に係る																																																													
為替差損益	53,264																																																												
その他	5,409																																																												
税務上の繰越欠損金	76,709																																																												
繰延税金資産合計	913,753																																																												
繰延税金負債																																																													
未収還付事業税	△25,383																																																												
その他	△2,512																																																												
繰延税金負債合計	△27,895																																																												
差引:繰延税金資産の純額	885,857																																																												
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入 されない項目</td><td>10.2%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>税効果適用後の法人税等の 負担率</td><td>51.0%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	交際費等永久に損金に算入 されない項目	10.2%	その他	0.1%	税効果適用後の法人税等の 負担率	51.0%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 当事業年度は税引前当期純損失となっており、かつ、税務上の課税所得も発生していないため記載を省略しております。																																																				
法定実効税率	40.7%																																																												
交際費等永久に損金に算入 されない項目	10.2%																																																												
その他	0.1%																																																												
税効果適用後の法人税等の 負担率	51.0%																																																												

(関連当事者との取引)

第17期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	イギリス、ロンドン市	537,500 ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	-	-	資金の借入 (注1)	千円 1,500,000	長期 借入金	千円 1,500,000
								利息の支払 (注1)	15,665	その他 未払金	3,384

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供しておりません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
									千円		千円

親会社 の子会社	シュローダー・イン ベストメント・マ ネージメント・リ ミテッド	イギリス、ロ ンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取(注1)	81,404	未収投資顧問料	-
								サービス提供業務報酬の受取(注2)	1,453,687	未収入金	274,654
								情報提供業務報酬の受取(注3)	288,694		
								投資顧問報酬の支払(注1)	1,253,658	未払金(その他未払金)	1,008,741
								調査費の支払 過年度調査費の支払(注3)	284,675 599,591		
								その他営業費用の支払(注3)	27,039		
								一般管理費(諸経費)の支払(注3)	170,875		
親会社 の子会社	シュローダー・イン ベストメント・マ ネージメント(ルク センブルク)・エ ス・エー	ルクセンブルク	12,650,000ユーロ	投資運用業	-	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取(注1)	503,926	未収投資顧問料	22,457
								サービス提供業務報酬の受取(注2)	200,166	未収入金	13,214
								投資顧問報酬の支払(注1)	325,921	未払金(その他未払金)	115,341
								調査費の支払(注3)	23,978		

(注1) 各社間の投資顧問報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注2) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(3) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	職業	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
役員	ジョン・ジェラルド・マクロークリン	—	—	当社取締役	なし	—	—	社宅家賃の一部負担(注1)	千円 9,000	—	—
	ディディエ・ドゥヴレース	—	—	当社取締役	なし	—	—	社宅家賃の一部負担(注1)	2,025	—	—

(注1) 社内規定に基づいた額を負担しております。

第18期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	イギリス、ロンドン市	537,500ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 23,816	長期 借入金 その他 未払金	千円 1,500,000 2,802

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供しておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注1) サービス提供業務報酬の受取 (注2) 情報提供業務報酬の受取(注3) 過年度運用受託報酬の受取 (注1) 過年度情報提供業務報酬の受取(注3) 運用再委託報酬の支払 (注1) 調査費の支払(注3) 過年度調査費の支払(注3) その他営業費用の支払 (注3) 一般管理費(諸経費)の支払(注3)	千円 118,615 810,824 196,325 1,344 5,742 1,223,351 111,246 20,087 9,279 83,337	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金)	千円 4,214 73,613 811,525
親会社の子会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	17.1百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任	運用受託報酬の受取 (注1) 過年度運用受託報酬の受取(注1)	86,906 108,456	未収運用受託報酬	101,625

(注1) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注2) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
1株当たり純資産額	477,370円40銭	1株当たり純資産額	460,679円05銭
1株当たり当期純利益	52,603円23銭	1株当たり当期純損失	15,116円23銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	515,511千円	損益計算書上の当期純損失	148,139千円
普通株式に係る当期純利益	515,511千円	普通株式に係る当期純損失	148,139千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株	普通株式の期中平均株式数	9,800株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第19期 中間会計期間末 平成21年9月30日	
資 産 の 部	
流 動 資 産	
預金	4,748,810
前払費用	105,977
未収入金	117,988
未収委託者報酬	1,350,528
未収運用受託報酬	352,867
未収還付法人税等	311,724
未収還付消費税等	*2 10,664
1年内受取予定の長期差入保証金	225,184
流 動 資 産 合 計	7,223,744
固 定 資 産	
有 形 固 定 資 産	
建物付属設備(純額)	*1 77,579
器具備品(純額)	*1 72,575
有形固定資産合計	150,155
無 形 固 定 資 産	
投資その他の資産	23,998
長期差入保証金	242,719
その他	950
貸倒引当金	△ 950
投資その他の資産合計	242,719
固 定 資 産 合 計	416,873
資 産 合 計	7,640,617

(単位：千円)

第19期 中間会計期間末
平成21年9月30日

負債の部	
流動負債	
預り金	36,692
未払金	1,574,047
未払費用	93,314
未払法人税等	6,445
事務所移転費用引当金	191,295
賞与引当金	499,594
流動負債合計	2,401,389
固定負債	
長期未払金	31,436
長期未払費用	33,329
長期借入金	1,500,000
退職給付引当金	613,758
役員退職慰労引当金	4,079
固定負債合計	2,182,604
負債合計	4,583,993
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金合計	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,066,623
利益剰余金合計	2,066,623
株主資本合計	3,056,623
純資産合計	3,056,623
負債純資産合計	7,640,617

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第19期 中間会計期間
自 平成21年4月 1日
至 平成21年9月30日

営業収益	
委託者報酬	2,440,588
運用受託報酬	464,135
その他営業収益	691,582
営業収益計	3,596,306
営業費用及び一般管理費	*3 4,120,720
営業損失(△)	△ 524,413
営業外収益	*1 16,641
営業外費用	*2 27,072
経常損失(△)	△ 534,845
特別利益	-
特別損失	68,808
税引前中間純損失(△)	△ 603,653
法人税、住民税及び事業税	265
過年度未払法人税等取崩益	△ 31,744
法人税等調整額	885,857
法人税等合計	854,377
中間純損失(△)	△ 1,458,031

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第19期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
株主資本		
資本金		
前期末残高		490,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		490,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		500,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		3,524,654
当中間期変動額		
中間純損失（△）		△ 1,458,031
当中間期変動額合計		△ 1,458,031
当中間期末残高		2,066,623
株主資本合計		
前期末残高		4,514,654
当中間期変動額		
中間純損失（△）		△ 1,458,031
当中間期変動額合計		△ 1,458,031
当中間期末残高		3,056,623

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第19期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当中間会計期末日要支給額を計上しております。 (5) 事務所移転費用引当金 前事業年度において、従来より賃借していた事務所の解約を決定したため、これに係る原状回復工事費用等を見積り計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項 目	第19期中間会計期間末 平成21年9月30日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物付属設備 7,050千円 器具備品 114,903千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収還付消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項 目	第19期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息 3,339千円 雑益 13,301千円
*2. 営業外費用の主要項目	為替差損 17,558千円 支払利息 9,325千円
*3. 減価償却実施額	有形固定資産 16,988千円 無形固定資産 4,125千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第19期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第18期事業年度末 株式数	第19期中間会計 期間増加株式数	第19期中間会計 期間減少株式数	第19期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

	第19期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
中間財務諸表等規則第5条の3により記載を省略しております。	

(1株当たり情報)

	第19期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
1株当たり純資産額	311,900円37銭
1株当たり中間純利益(中間純損失)	△148,778円67銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式を発行していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益(中間純損失)の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益(中間純損失)	△ 1,458,031千円
普通株式に係る中間純利益(中間純損失)	△ 1,458,031千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定 款 の 変 更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在において、委託会社およびファンドに重要な影響を与える事実、または予想される事実は発生していません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 住友信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 342,037百万円（平成21年11月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 指定販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成21年11月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,196,200百万円 (平成21年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円 (平成21年11月末現在)	

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管、管理、計算等を行います。
 なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

「再信託受託会社の概要」

・ 名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
・ 設立年月日	平成12年6月20日
・ 資本金の額	51,000百万円(平成21年12月末現在)
・ 事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
・ 銀行免許取得日および信託業務の認可取得日	平成12年7月13日
・ 再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
・ 本店所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号

(2) 指定販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定販売会社

該当事項はありません。

(参考：シュローダー外国債券マザーファンドの投資顧問会社)

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用の指図を行います。

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドは、シュローダー・グループの英国における資産運用部門として1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。

第3 【参考情報】

当計算期間（平成20年10月28日から平成21年10月26日まで）におけるファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は以下の通りです。

提出年月日	提出書類
平成21年1月23日	有価証券報告書
平成21年1月23日	有価証券届出書
平成21年7月24日	半期報告書
平成21年7月24日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年12月17日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダーDCアクティブ外国債券の平成19年10月26日から平成20年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダーDCアクティブ外国債券の平成20年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年12月15日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダーDCアクティブ外国債券の平成20年10月28日から平成21年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダーDCアクティブ外国債券の平成21年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月4日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。